

アメリカの創造論運動小史

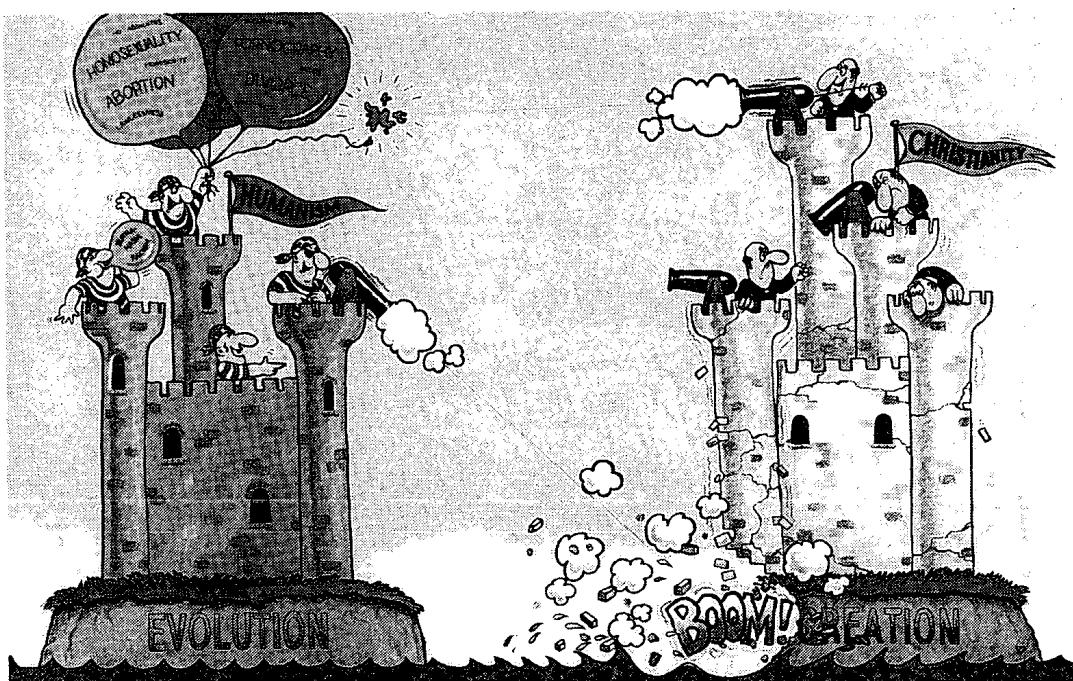
—一九二〇年代～一九八〇年代—

A Short History of the

American Creationist Movement,

1920s～1980s

鵜の浦
ひろし



一 創造論を広める社会運動

アメリカ史には、敬虔なキリスト教徒に導かれた社会改革運動がたくさん見られる。たとえば家族の崩壊が取り沙汰されるなかで、伝統的家族の復興のためにキリスト教徒がプロファミリー運動をすすめている。人工中絶に反対しプロライフ運動を熱心にすすめているのもキリスト教徒である。ポルノグラフィーや同性愛に反対しているキリスト教徒もいる。キリスト教徒として菜食主義を実践している人たちもいる。また六〇年代の公民権運動の先頭に立っていたのはキリスト教の牧師だった。かつての奴隸廃止運動や禁酒運動においても、クリスチヤンが活躍していた。

このように目標としてキリスト教徒がかかる理想はさまざまだが、その出所はみな同じである。すべては『聖書』から読みとられている。両親のそろった家族や父親が威厳をたもつ家族、人工中絶の否定、性道徳の維持、菜食主義、神のもとでの平等、節酒といった「理想」には、普遍的な価値観とかさなるものもあるが、キリスト教徒にとってはすべて『聖書』に説かれた真理である。

しかし、掲げる理想が高すぎるのか、キリスト教徒による社会改革運動には成功した例があまりない。奴隸制は廃止され公民権法は整備されたが、キング牧師が描いた「ドリーム」は今のところ実現していない。あるいは、「酒のないユートピア（？）」が実現しないことは歴史的に証明されたといってよい。また性道徳はゆるやかになつていいし、少しずつではあるが同性愛は容認される傾向にある。今日のプロファミリー運動やプロライフ運動についても、現実は彼らの理想とはほど遠く、家族崩壊や人工中絶がなくなる気配はまったくない。それどころか、生命

への冒瀆を許さないはずの運動は、クリニック襲撃や中絶医射殺など、皮肉な結果を招いている。

いずれにせよアメリカには、イエス・キリストの教えを文字どおり解釈し、運動を通して忠実に実践しようとす
る人たちがいることは確かだ。彼らはまず個人の生活を『聖書』の理想にあわせることからはじめるが、それに満
足できず、やがて社会に働きかけようとする。運動や立法化を通して社会全体をその理想に近づけようとせずには
いられなくなるのである。そしてときにはなりふりかまわず、ときには強引な方法で突き進むこともある。

このタイプのキリスト教徒のなかに、『旧約聖書』の「創世記」の記述を文字通り信じ、それを広めようとする
人たちが存在する。彼らをキリスト教創造論者、彼らの運動をキリスト教創造論運動というが、一般にはそれぞれ
創造論者、創造論運動とよばれている。

周知のように『旧約聖書』はまず、「創世記」で天地創造の由来を説く。そこには、神が光闇（昼夜）の区別、
空と海、陸地と植物、太陽と月と星、魚と鳥、陸上生物と人間という順序で六日間で全宇宙を創造したと記されて
いる。しかも神の創造は今からおよそ数千年だと考えられている。

禁酒運動の「飲酒」や人工中絶反対運動の「人工中絶」と同じように、創造論運動にも倒すべき相手がいる。い
うまでもなく、生物進化論である。創造論は地球や生物がわずか数千年前にほぼ今日の姿で神によって創造された
と考え、地球や生物の変化だけでなくその変化にかかる時間さえ認めない。他方、進化論は地球と生命の歴史に長
い時間を仮定し、その間の変化を自然法則だけで説明しようとする。しかも神をはじめ超自然的な介在を拒否する。
このように生物進化論は創造論とまったく相いれない。まさに宿敵となっている。

ところが同じ宿敵であっても、人種差別や飲酒や人工中絶と生物進化論とでは、いくらか性質がちがう。

まず、一般的な倫理観や道徳観との関係がちがう。道徳的にみて、人種差別は許されないし、飲酒や人工中絶にしても無条件に認められるものではない。したがってこれらに反対する人たちには、『聖書』のほかに、普遍的かつ人道的な根拠がある。ところが生物進化論はそうした善惡の判断とはまったく無縁の存在だという前提がある。道徳的に「無害」だと思われている。一般に科学がイデオロギー的に中立だという神話がまだ通用しているのかもしれない。

また科学的にみて、人種に優劣をつけることは難しい。人工中絶や過度の飲酒は健康に害をおよぼすことがある。したがって、これらに反対する人たちには科学的根拠もある。ところが、生物進化論は科学的に「正しい」とされている。もちろん進化のメカニズムについては、諸説紛々としていまだ解明されない部分もあるが、進化の事実そのものについてはおおむね認められている。

このように生物進化論が道徳の束縛から解放され、科学の権威に支えられているため、創造論運動は、他の運動とちがい、人道的にも科学的にも大義名分をもてない運動となっている。確かに『聖書』の「創世記」という根拠があるにはある。しかしそれとて科学的には単なる神話として片づけられている。

ここに創造論運動が、他の運動とはちがつた意味で、わたしたちをひきつける特徴がある。この運動は世間で「正しい」とされるものに異議を唱える。一種のハンディを背負った運動なのである。

二 創造論運動の誕生

さて創造論運動のはじまりは比較的新しく、今世紀の境目にあたる。この時期はとくに福音派のクリスチヤンがキリスト教を守る運動を開始した時期と重なる。彼らの特徴は『聖書』の無誤謬性、キリストの再来、そして「救済」を強調するところにある。

確かに、一九世紀アメリカにはキリスト教の権威を弱めプロテスタントたちを不安におとしいれる社会変化がいくつかあつた。たとえば、「神のしもべ」であつたはずの科学が大きな発展をとげ、しだいにキリスト教の権威をむしばみ始めた。それは『聖書』の記述の誤りを暴くというかたちで進んだ。「創世記」を否定するダーウィンの進化論はその典型である。ダーウィンはキリスト教的世界觀の根幹をなす「本質主義」（生物にはそれぞれ神が創造した本質があり、その本質は絶対に変わらないという考え方）を打ち碎いたのである。

また、南北戦争以後、東北部では商工業が飛躍的に発達した。「社会ダーウィニズム」の別名をもつ自由主義經濟の繁栄は信仰より拜金主義を優先させる風潮を生み出した。これが敬虔なプロテスタントの眼にはキリスト教道德の衰退と映つた。さらに、工業化の進展により、移民労働者がヨーロッパ各地から大量に流入している。その数は一八九〇年から一九二〇年のあいだに一七六〇万人にものぼる。このためとくに東北部の人口構成が一変し、なれば国家宗教の地位にあつたプロテスタンティズムが単なる一宗派に成り下がつてしまつたのである。

こうした社会変化に危機感をおられたキリスト教徒は一九世紀末、ようやく抵抗を開始した。なかでも福音派の一部の人たちは聖書を字義通りに解釈する態度を唱え、以前よりも厳格に聖書にしたがう方向でキリスト教を復

興しようと考えた。彼らは科学時代に適応したキリスト教のあり方を模索しようとするリベラルな勢力を批判しながら、北米の大都市（ボストン、ニューヨーク、シカゴ、トロントなど）で組織的な信仰復興運動を開始した。実際に、この時期にナイアガラ会議をはじめとする聖書会議が数多く開かれている。

彼らは運動の手段としてパンフレットを無料で配布した。ビジネス界の篤志家に援助され、一九一〇年から一九一五年にかけて無料で配布された小冊子は、三〇〇万部を越えた。「キリスト教ファンダメンタリズム（原理主義あるいは根本主義）」という名前がこのパンフレットのタイトル *The Fundamentals* に由来することはいうまでもない。

とにかく世紀の変わり目には、科学からの攻撃や社会変化にさらされ危機感に駆られた福音派のクリスチヤンが巻き返しをはかるうとしていた。キリスト教的世界観にもとづいた「古き良き時代」を取り戻そうとしていた、リバイバル運動の時期だったのである。

ところがこの時期アメリカの中等教育のなかで、キリスト教徒をさらに刺激する大きな変化が起っていたのである。

まず高校の科学教育のカリキュラムが変更されている。それまで植物学、動物学、地質学とべつべつに教えられていた科目が新たに「生物学」として統合された。それにともない教科書が新しく編纂されたが、その執筆者たちはすでにダーウィンの『種の起源』が出版された一八五九年以降に教育を受けた新しい世代に属していた。たとえば G・W・ハンターの一九一四年版 *A Civic Biology* に見られるように、新しい教科書は生物進化論を大胆に導入し、ヒトの進化にまで言及していた。

たとえ生物進化論が教科書に導入されたとしても、受講する生徒が少なければ、その急速な普及を恐れる必要はなかつたかもしれない。ところがこの時期、中等教育はその規模を一挙に拡大している。実際、高校生の数は概数で、一八九〇年の二〇万人から一九〇〇年の五二万人、一九一〇年の九二二万人、そして一九二〇年の一八五万人に増え、わずか三〇年間で九倍に膨れ上がつたのである。

このようにカリキュラム改変が生物進化論導入のきっかけとなり、生徒数の膨張がその大衆への普及を加速したのである。この急激な変化を当時の福音主義のクリスチヤンは見過ごすことはできなかつた。彼らは法的手段を用いて進化論教育を封じ込めてしまおうと考えた。こうして進化論教育に反対する「十字軍」が組織されることになる。

世紀の変わり目の数十年間は「進歩の時代」とよばれ、いろいろな社会改革が実行され、その改革運動に多くの人民が動員された「ポピュリズムの時代」もある。とくに、児童、女性、労働者などの弱者を保護する運動、直接選挙や婦人参政権など市民権の拡大をめざす運動、衛生や消費者保護を目的とした都市生活改善運動などが展開されている。こうした改革運動に統一的なイデオロギーは認められないが、運動推進に共通の筋道が見られる。まず、運動の核となる組織を形成し、参加者を集め、演説会や講習会により大衆を教育し、運動を政治化し、最後に立法化により改革を強制するというプロセスである。

こうした手法を福音派の反進化論教育運動にもちこんだのが、当時の民主党の大物政治家ウイリアム・ジエニングス・ブライアンであった。彼は「進歩の時代」に多くの憲法修正にかかわってきた、いわば、改革運動立法化のスペシャリストである。一八九〇年ネブラスカ州から下院議員に当選し、その後三回（一八九六、一九〇〇、一九〇八年）民主党の大統領候補に選ばれた。一九一二年ウッドロー・威尔ソン大統領のもとで国務長官をつとめた

がウイルソンの第一次大戦参戦決意に反対して、政界を引退している。

引退後、ブライアンはキリスト教ファンダメンタリズムのスポーツマンとして遊説活動を開始した。とくに、一九二一年の二つの演説「ダーウィニズムの脅威」と「聖書とその敵」が創造論運動をもりあげる引き金となつた。演説のなかで彼は二つの観点からダーウィニズムを批判した。すなわち、「ダーウィニズムには根拠となる事実が欠けていて」、という点と「適者生存という考え方は世界戦争の原因になる」という点だつた。「結局、ダーウィニズムは道徳的悪影響の心配される空論」だから、少なくとも公立学校で教えるべき内容ではないと指摘した。ただし、ブライアンの目標は進化論教育の全面廃止ではなく、公立学校でのヒトの起源にかんする進化論教育を禁止することに限定されていた。

こうして禁酒法などを成立させた改革主義者の立法化により社会を改善していく手法と、『聖書』を文字通り解釈するファンダメンタリストの態度が結合し、創造論運動が大々的に始まつたのである。

三 一九二〇年代の反進化論州法とスコープス裁判

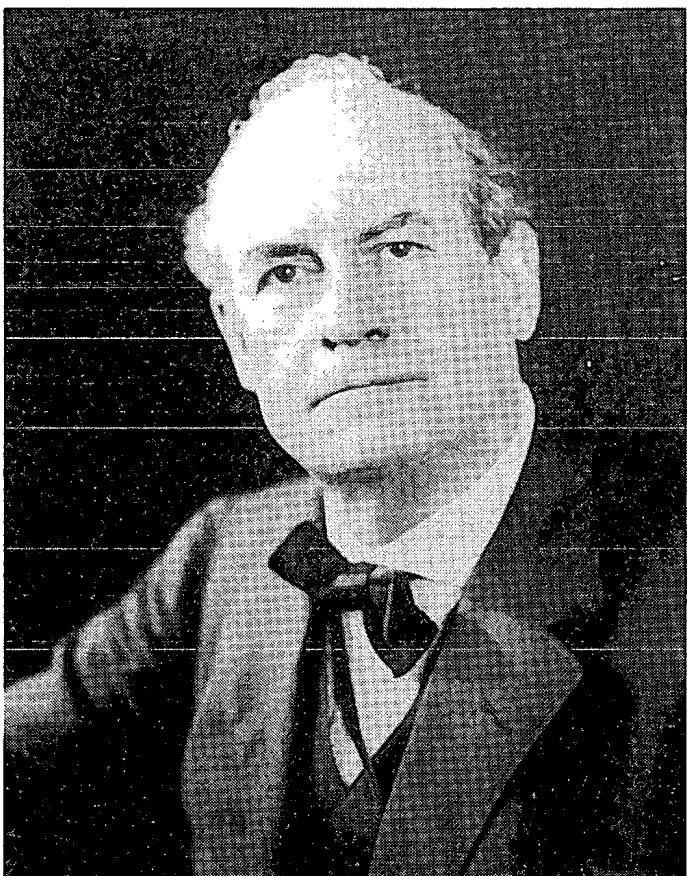
一九二三年から二九年にかけてオクラホマ、フロリダ、テネシー、ミシシッピー、アーカンソーの各州であつて反進化論州法が成立した。「反進化論州法」といえば、公立学校の教育でヒトの進化についてふれることを禁止した、テネシー州の「バトラー法」を思い浮かべる。しかしこれはアメリカ最初のものではないし、一口に「反進化論州法」といつてもいろいろあるし、そもそも進化論教育を全面的に禁止したものはいまだかつて一つもない。

アメリカ最初の反進化論州法はオクラホマで成立した。一九二三年三月、同州知事ジョン・C・ウォルトン（民主党）はアメリカ最初の反進化論州法案に署名したのである。同州洗礼派が前年一一月の総会で公立学校での進化論教育の禁止を要求する宣言を採択していたし、それを受けて州議会議員の立候補者たちはそれを公約に掲げて選挙運動を開いていた。オクラホマではまさに機が熟していたのである。こうした進化論教育への反対を求めるクリスチヤンたちと教科書の無料配布を実現しようとするとする進歩主義の改革主義者が手を結び、州が無料配布する教科書からダーウィニズムを追放する法案を、八七対二で承認したのである。この大差の背景には、教科書の無料配布

と反進化論教育をセットにし、どちらか一方だけには反対できないような形で投票にもちこむという巧みな議会戦略があった。

このあといくつかの州で、公立学校で「ヒトの進化」について教えることを禁止する州法が誕生していく。このような攻勢は、逆に、進化論教育を支持するリベラル勢力を刺激し、彼らの反撃を招くことになる。

一九二五年七月には、両者の対立が表面化する事件が田舎町で起きた。テネシー州のカンバーランド・バレーにある人口一、八〇〇人の



ウイリアム・ジェニングス・ブライアン
(写真提供はブライアン大学のリチャード・M・コーネリウス教授)

小さな町デイトンで争われた、いわゆる「モンキー裁判」である。

同州では一九二五年三月に「バトラー法」が成立していた。それは同州の公立学校においてヒトについて聖書の創造説を否定する理論の教育をいつさい禁止していた。同州下院議員のジョン・ワシントン・バトラーによつて州議会に提出されこの法案は、下院・上院を通過し、知事の署名をえてなんなく施行されたという。

しかし同州法に挑戦する者がすぐにあらわれた。デイトンの公立高校の「生物学の教員」、ジョン・トーマス・スコープスである。彼は生物学の授業で「ヒトの進化にふれ」、州法違反で逮捕され裁判にかけられたのである。

裁判で検察側を構成したのはウイリアム・ジエニングス・ブライアン（写真参照）、彼の息子、ほか数名だった。また被告スコープスを支えたのは常々「バトラー法」の違憲性を立証する機会をうかがつていたアメリカ公民権連合（ACLU）だった。つまり、反進化論州法が言論の自由の権利の侵害にあたると考えていたのである。アメリカ公民権連合の依頼で、人権派の弁護士として有名なクレアレンス・ダロウ（写真参照）がスコープスの主任弁護



クレアレンス・ダロウ
(写真提供はブライアン大学のリチャード・M・コーネリウス教授)



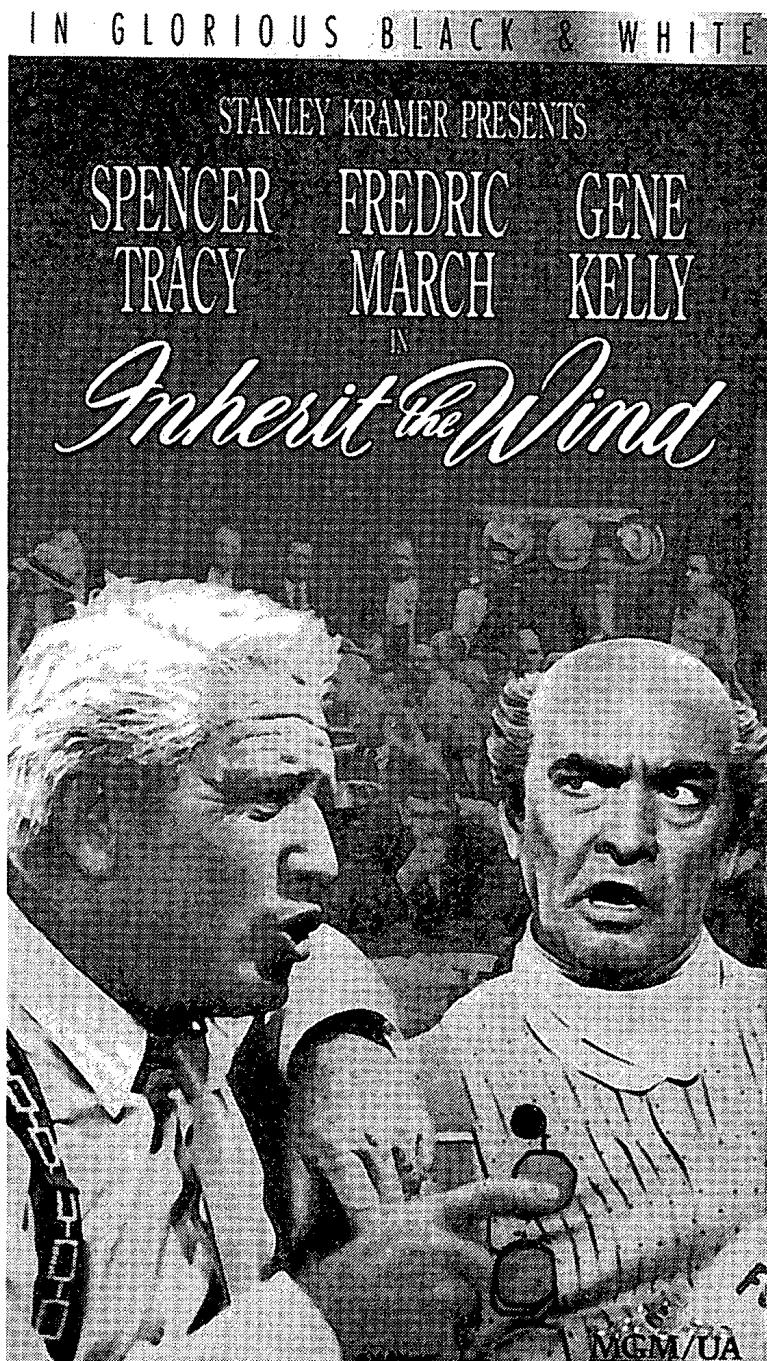
レイ郡裁判所（現在でも昔のままの建物が裁判所として機能している）

をひきうけた。彼の弁護団にはアメリカ公民権連合のアーチー・ガーフィールド・ヘイズ、離婚問題の専門家ダドリー・フィールド・マローン、憲法問題の専門家ジョン・ランドルフ・ニールやシカゴ大学の科学者がふくまれるなど、当時としては最高の布陣だった。

二〇〇人をこえるジャーナリストがデイトンに集まり、レイ郡裁判所（写真参照）で行なわれた公判の模様は新聞や雑誌に戯画いりで詳細に報道されただけでなく、電信でヨーロッパやオーストラリアにも伝えられた。また、アメリカの裁判としてははじめてラジオで全国放送されたのである。こうした報道の論調としては、『バルティモア・イブニング・サン』のL・H・メンケンに代表されるように、検察側の「無知と宗教的偏見」を非難しスコープス弁護側を援護するものが多くった。

しかし裁判の結果、スコープスは一〇〇ドルの罰金刑という有罪判決を受けたのである。

この事件については、科学教育に情熱を燃やす生物学の教



映画『インヘリット・ザ・ウィンド』のビデオ・パッケージ

員が科学に疎い保守的な人たちの作った法律の愚かさを暴くために自らすんで被告となり、それに共鳴したりベラルな知識人が彼を助けるために闘うというイメージが定着している。

しかし、このような解釈はこの裁判を題材につくられた演劇や映画に影響されているところが大きい。じつさい、歴史解釈を左右する小説、演劇、映画はほかにも存在する。それはフィクションとして作られたものが後世の人た

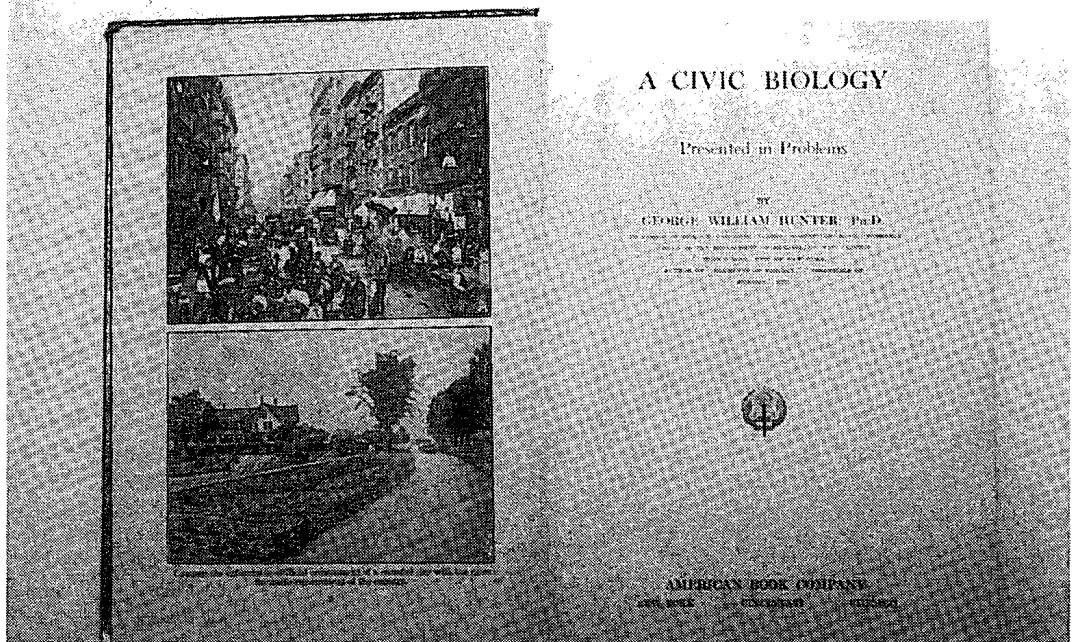
ちによつて、いつのまにかドキュメンタリーであるかのように鑑賞されてしまうためにおこるのだろう。

この事件についても、裁判から三〇年後につくられたジエローム・ローレンスとロバート・E・リーの原作による演劇『インヘリット・ザ・ウインド』がある。しかも同じタイトルで映画が一本（写真は一九六〇年、ロミタス・プロダクションズ制作の同タイトルの映画のビデオ・パッケージ）、テレビドラマが三本作られ、いずれも「スコープス裁判」のドキュメンタリーであるかのように鑑賞されてきた。

たとえば映画を例にとると、スペンサー・トレイシーがダロウを、フレデリック・マーチがブライアンを、ディック・ヨークがスコープスを、そしてジーン・ケリーがメンケンを演じている。授業でヒトの進化を教えているスコープスの現行犯逮捕のシーンから始まり、縛り首にされるのではないかと怯えながら留置所で裁判を待つスコープスの苦悩、留置所めがけて投石する住民の暴力、スコープスとダロウの人形を焼く住民の憎悪、ダロウに矛盾をつかれてブライアンの愚かさと宗教的偏見があばかれる法廷、そして閉廷直後のブライアンの死といったシーンが続くが、これらはいずれも現実にはなかつたものである。こうした創作により、ブライアンとデイトンの住民の愚かさや宗教的偏見を暴き、それらから科学教育を守るヒーローとしてスコープスやダロウを讃えることに見事に成功している。

これによつてスコープスが英雄視されてきたことは事実であるが、彼がほんとうにヒーローの名に値する人物であつたかどうかはわからない。

じつさい、スコープスは正式な「生物学の教員」ではなかつた。ケンタッキー大学の法学部を卒業しているが、自然科学の資格はまったく持つていない。しかも一九二四年の学年度末に二週間数学および科学の代用教員および



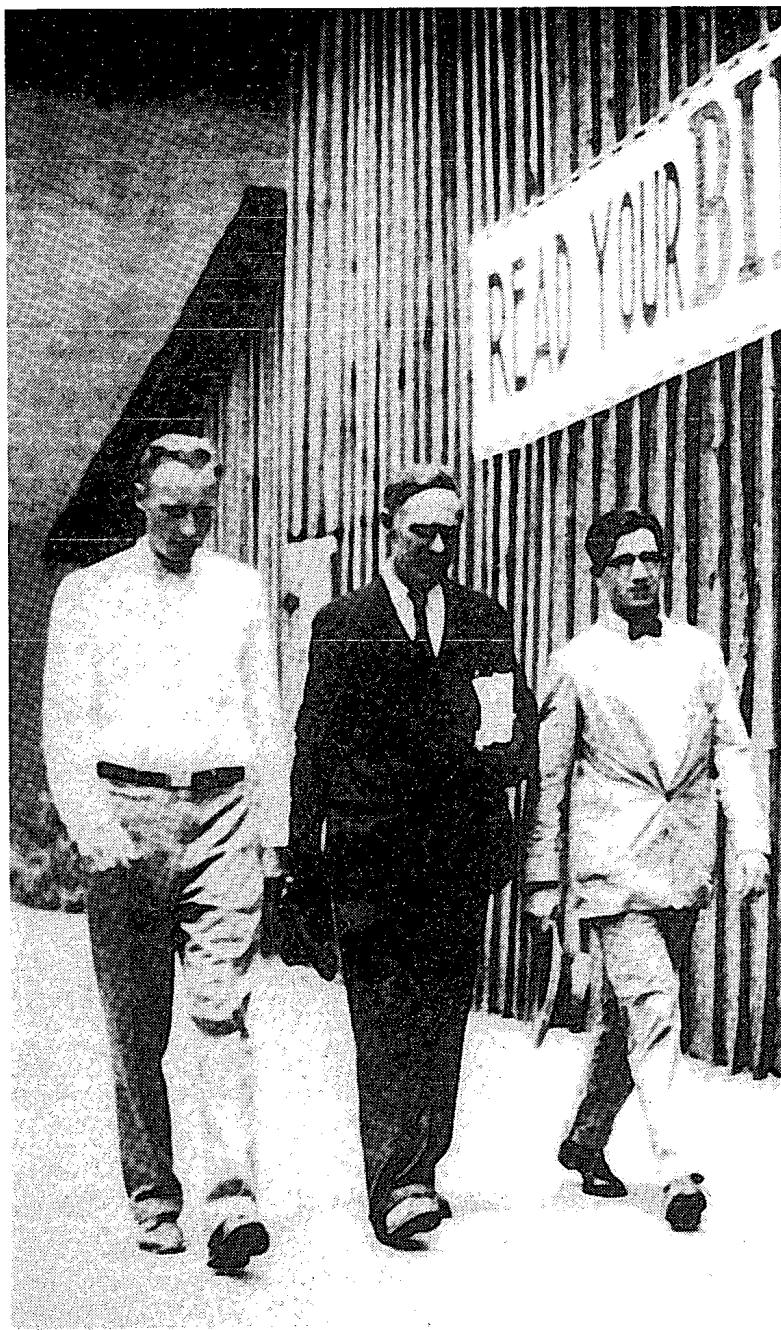
スコープスが使ったといわれる教科書 *Civic Biology* (1914 edition)
(写真提供はブライアン大学のリチャード・M・コーネリウス教授)

フットボール部のコーチとして採用されただけである。ちょうどそのときたまたま生物学の教員の病欠を埋めるために、G・W・ハンターの教科書 *Civic Biology* (写真参照) を使って生物学の補講を行つた。しかしヒトの進化を教えたかどうかははつきりしない、とあとから回想している。

しかも彼はみずからすんで被告となつたわけではない。

当時「バトラー法」に挑戦するため、アメリカ公民権連合は敢えてこの州法に違反する教員の募集広告を『チャタヌーガ・デイリー・タイムズ』(一九二五年五月四日付のテネシー州地方紙) に出していた。これに目をつけた地元で石炭鉄鋼会社を経営するジョージ・W・ラッブルイエ (写真参照) たちが町のドラッグ・ストアでスコープスにその役を頼んだ。今風に言えば、「町おこし」のイベントを一つ企画したのである。スコープスは軽い気持ちでそれに一役買つたという程度のことらしい。

しかも後の展開を見ると、あらかじめアメリカ公民権連合 (ACLU) との打ち合わせで有能な弁護士の用意や裁判後



左から順にジョン・T・スコープス、ジョン・ランドルフ・ニール弁護士、ジョージ・W・ラップルイエ

(写真提供はブライアン大学のリチャード・M・コーネリウス教授)

の生活保障まで話題にのぼっていたと思われる。裁判のあと、スコープスはシカゴ大学大学院で地質学を勉強し、地質測量技師として身を立てている。

判決についても、一年後ナッシュビルのテネシー州最高裁で開かれた控訴審では、デイトン判決が破棄されてい る。一九二五年七月レイ郡裁判所でジョン・T・ラウルストン判事は一〇〇ドルの罰金刑を決定したが、その判決

は五〇ドル以上の罰金刑には陪審員の勧告が必要だと定めた州法に違反していたのである。

この裁判は言論の自由という憲法問題の焦点として、また科学とキリスト教ファンダメンタリズムの戦場として全国の注目を浴びた。ところが裁判の結果はどちらが勝ったともいえない、あいまいなものだった。この裁判をしきみずから被告席にすわったアメリカ公民権連合は原告側の神話を信じる「愚かな態度」を攻撃したものの、反進化論州法そのものの違憲性を立証できず、論争の火種を後世に残すことになった。ちなみに、「バトラー法」は一九六七年まで生き延びてる。

また、マスコミがラジオや新聞で全国に反進化論州法の愚かさを喧伝したため、創造論運動は大打撃を被り、消えていったという一般的な解釈がある。

しかし、これも演劇や映画によるところが大きく、じつさいには創造論運動はそれほど打撃を受けなかつたと思われる。裁判以後、中等教育の生物の教科書から進化論関係の記述は消えていくし、打撃を受けたのは科学教育のほうだった。アメリカは人口衛星打ち上げでソ連に追い抜かれた。冷戦時代には、アメリカの科学を破壊するためソ連が創造論運動の支援を本気で考えたなどという、スペイン小説とも冗談ともつかない話もある。

スコープス裁判以後、進化論関係の記述が中等レベルの生物学教科書から消えるにつれ、およそ三〇年間、両者の対立は休戦状態に入っていた。しかし一九五〇年代末、とくに『種の起源』一〇〇年祭の頃から進化論関係の記述が再び教科書に登場しはじめると、両者の対立は教育委員会や公立学校を戦場として再燃したのである。

また南部数州で生き延びていた反進化論州法を葬り去るため、一九六〇年代後半にアメリカ公民権連合は再度、訴訟を起こしている。アメリカ公民権連合に後援されたアーカンソー州リトルロックの公立高校の生物学教員スー

ザン・エッパソンが同州の反進化論州法を言論の自由の権利の侵害として訴えていた裁判で、一九六八年最高裁は彼女の主張を認めた。その結果、すべての反進化論州法が廃止され、進化論側が名実ともに大勝利をおさめた、と思われたのである。

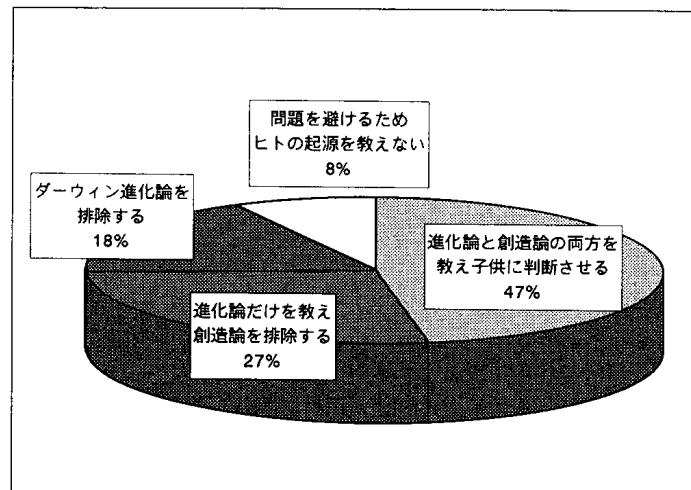
しかし公立学校での進化論教育の問題に決着がついたのであれば、アメリカは次に述べる八〇年代の「第二のスコープス裁判」を経験する必要はなかつたはずである。

四 「授業時間均等化」法と「第二のスコープス裁判」

一九七〇年代後半には創造論運動には新しい展開が見られた。一部の創造論者たちが神による創造や「ノアの洪水」を科学的に証明できると考え、七〇年代はじめから調査や執筆を蓄積してきたが、七〇年代後半になると運動の一つの戦略として効果を持ちはじめたのである。この「創造科学」を研究する人たちは自然科学の博士号をもち「創造科学者」とよばれ、聖書の文献的解釈を専門とした従来の創造論者とは区別される新手の創造論者である。

七〇年代末～八〇年代初頭にかけて、この「創造科学」を生物進化論と同等の科学理論として公立学校のカリキュラムにふくめようとする動きが南部のいくつかの州やカリフォルニアで見られるようになった。科学的な創造論と生物進化論はともに地球と生命の歴史にかんする対等の仮説だから、両者にあてられる授業時間を等しくなければならぬ、というのが創造科学者の主張である。このコンセプトは「授業時間均等化」と名づけられた。

当時この主張は、南部にかぎらずアメリカで広く支持されていたのではないかと思われる。その証拠の一つとし



質問 「公立学校の教育はヒトの起源をどう教えるべきですか？」

て、全米教育委員会協会（ヴァージニア州アレクサンドリア）が一九八〇年に実施した調査がある。教育委員会とはそれぞれの学校区内で公立学校の教育内容を決定する重要な組織である。この教育委員会の委員を対象に同協会は全国的な質問調査をおこなった。結果については上のグラフを参照してほしい。

グラフが示すとおり、公立学校でヒトの起源をどう教えるべきかという質問にたいし、「生物進化論と創造論の両方を教え子供に判断させる」と答えた委員は半分近くの四七%にのぼる。このなかにはもちろん生物進化論を支持する委員もふくまれていたかもしれないが、創造論と進化論は同等の仮説だという前提に立たなければ、この答えは出てこない。「ダーウィン進化論を排除する」と答えた一八%をあわせると、委員のおよそ三分の一が創造論を科学的な仮説とみなし（ている親たちの圧力を受けて）いることがわかる。これにたいして、「創造論を排除する」と答えた委員はわずか一七%の少数派だった。

また八%の委員が「ヒトの起源を教えないほうがよい」と答えているが、その理由はそれぞれの学校区が「創造VS進化」論争に巻き込まれることを極度に恐れていることを物語っている。もし「創造VS進化」論争に巻き込まれれば、町全体が一分され費用のかさむ訴訟も起こりかねない。選挙職の教育委員としてはどちらの支持にまわつて

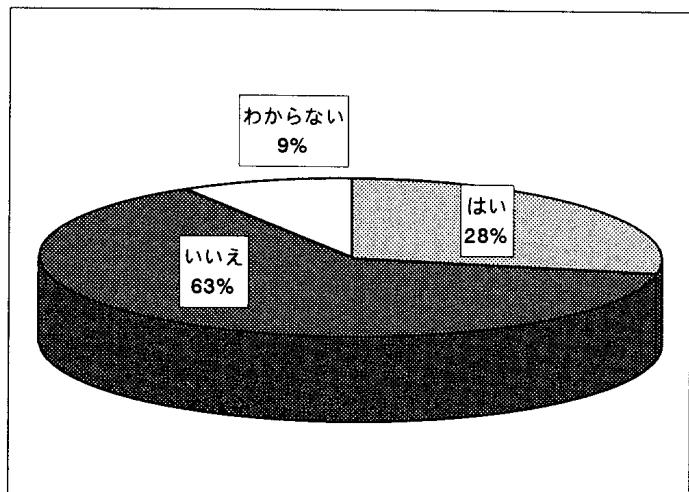
も敵をつくり、再選に苦戦することになる。こうした現実的配慮が委員に無責任な「ことなれ」主義の態度をとらせてている。

この「教えないほうがよい」という姿勢は、教育委員だけにかぎられない。現場の教員にも、意識的に省いたり、学期の最後にまわして時間切れで教えられないと言い訳する態度が見受けられるという。こうした姿勢をとる人は個人的には生物進化論を支持しているようだが、教育の責任を放棄することで、結果として「進化論を教えない」という勢力に加担することになるのである。

いずれにしても教育現場をあずかる委員の多数が創造論と進化論を同等の仮説とみなした上で「両方を教えるべきだ」と答えたことは、「授業時間均等化」の概念が広く支持されていたことを示すだけでなく、創造論教育が公立学校に導入される可能性がきわめて高かつたという当時の状況をも示している。

この追い風の中で、いわばフェア・プレイの精神に訴えた「授業時間均等化」の戦略は、一九八〇年代初頭、およそ三〇州で法案提出の準備がなされたという。そのうちアーカンソー州とルイジアナ州では一九八一年に州法として成立した。これを「授業時間均等化」法という。

しかし同年、アーカンソー州の市民がこの州法が「国家と宗教の分離」を規定した合衆国憲法修正条項第一条に違反するとして、同州教育委員会をあいてどり、リトルロックの連邦地裁に訴訟を起こした。翌年一月、連邦地裁のウイリアム・R・オバートン判事は違憲判決を下し、「均等化」法は廃止された。同州教育委員会は控訴しなかつたからである。同様の裁判が進んでいたルイジアナでも、一九八五年ニューオリンズの連邦地裁が同様の判決を下していた。



質問 「(教会と国家の分離を定めた) アメリカ憲法修正条項第一条は公立学校での創造論教育を禁止しますか?」

ところがルイジアナ州は控訴を重ねたため、最終的な判決は最高裁判所で持ちこされたのである。これを「第一のスコープス裁判」としておこう。

ここで当時の状況を示す調査結果をもう一つ示しておきたい。最高裁判決を八か月後にひかえた一九八六年一〇月、アメリカ法律家協会(ABA)は弁護士五七八人を対象に、「(教会と国家の分離を定めた) アメリカ憲法修正条項第一条は公立学校での創造論教育を禁止するかどうかをたずねた。この調査は最高裁判決の行方を占ううえで注目されたものである。

『ABAジャーナル』誌に発表された結果はグラフのとおりである。

憲法は公立学校での創造論教育を「禁止しない」と答えた弁護士は過半数を超えていた。とくに、南西部では七二%にものぼり、創造論教育支持の傾向が一段と強くなっている。他方、女性弁護士、三五歳以下の若手弁護士、大都市開業の弁護士においては、創造論教育反対の傾向が目立つたという。そのほかに、全体の五七%が「公立学校では進化論と創造論の両方を教えるべきだ」と答えたことが報告されている。

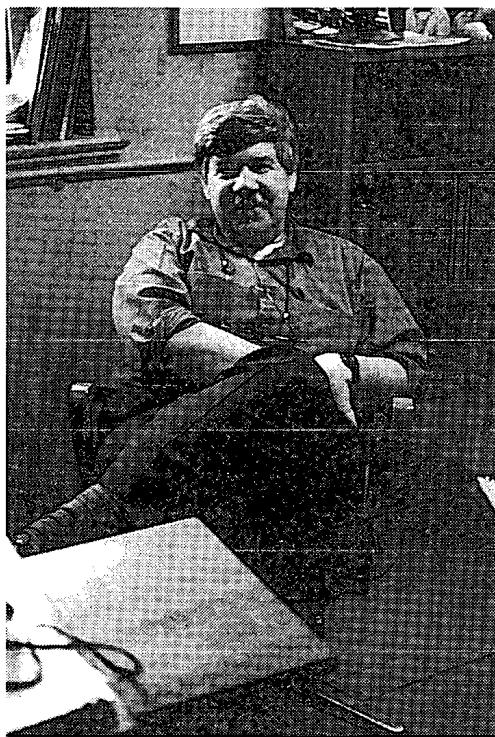
こうした調査結果を見るかぎり、教育現場のみならず法曹界においても創造論と進化論を同等の科学的仮説とみなし「授業時間均等化」法を支持する態度がきわめて強かつたのである。

しかし一九八七年六月、最高裁は「進化論は科学であるが、創造論は特定の宗教に基づいたドグマである」から「公立学校の科学の時間にそれを教えることは教会と国家の分離を定めたアメリカ憲法修正条項第一条に違反する」という判決を下している。ただし評決は割れた。違憲判決に反対した一人のうち、アントニン・スカリア判事は少数派意見として創造科学は科学であり、公立学校で教えても憲法違反にあたらないと述べている。

最高裁から無効を言いわたされ、アメリカ史の主要な一幕が閉じたのである』（『がんばれカミナリ竜』、早川書房、

一九九五）と述べ、進化論側の勝利宣言と創造論運動に対するレクイエムをくりかえしてきた。この法廷闘争では彼の根回しでノーベル賞学者による請願書が裁判所に出されるなど、彼こそ陰の功労者だったのである。

確かに八〇年代の法廷では、概して進化論側が優勢だった。進化論側が被害者とみなされ、創造論側が加害者として扱われたのである。じつさい公立学校では、創造論者の圧力のために教員が科学教育に本腰を入れられない状況が続いてきた。そこで進化論側は、①公立学校での創造論教



ハーバード大学研究室のグールド博士

育は「教会と国家の分離」という合衆国憲法修正条項第一条に反する、②教員としての「表現の自由」を奪う、③「科学教育の水準」を維持できない、という三点を一貫して主張することで、法廷闘争を有利にすすめてきたのである。これにたいして、創造論側は①進化論教育による子供のモラル低下、②少數派意見としての創造論の尊重、③「フェアー・プレーの精神」から創造論にも進化論と同じ授業時間をさくべきだという意見を主張してきた。しかし「健全な科学教育を妨害」する加害者としての立場を変えることはできなかつた。

その結果法廷では、「国家と教会の分離」、「表現の自由」と「科学教育の擁護」という三色旗をかざした進化論側が「モラル低下の防止」、「少數者の権利」、「フェアー・プレー」を主張する創造論側を圧倒してきたのである。その背景には、冷戦さなかのスパートニク・ショツクから国力衰退が公然とささやかれたつい最近にいたるまで、アメリカがつねに科学立国を目指しそれを自認してきたという歴史がある。科学教育の水準を高めるために、あらゆる障害を取り除く必要があつたのである。

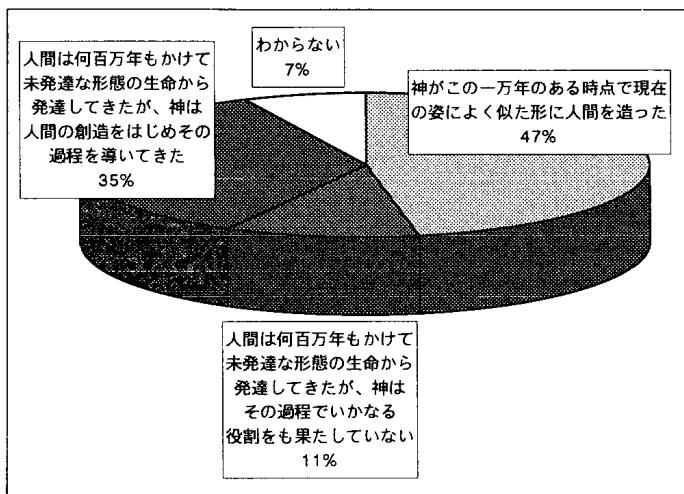
一九八七年の最高裁判決で公立学校での創造論教育を支持する法律は絶滅し、この論争については白黒ついたことになつた。教育現場の実態はともかく、公立学校では科学の授業で創造論を「科学的に正しい」と教えてはいけないことになり、「創世記」は作り話だと教えなければならない。そのため創造論者はわが子と同じ信念をもつことさえままならなくなつた。逆に、中等教育における生物進化論の地位は揺るぎないものになつたのである。だからグールドをはじめ進化論科学者にとつては、一九八七年が創造論運動終焉の記念すべき年になるはずだつた。

五 衰えを知らない創造論運動

しかし創造論教育へのあれほどの支持や熱意が一九八七年の判決を境に雲散霧消することはなかつた。全米教育委員会協会や『ABAジャーナル』誌の調査結果や最高裁判決でのスプリット・ディシジョンを踏まえると、創造論運動が跡形もなく消え去ることなどとうていありえなかつたのである。

それでは、最高裁の判決後に創造論を信じる人たちが減少したのかどうかを示す統計にあたつてみよう。アメリカの代表的世論調査の一つである『ギャラップ調査』は毎年アメリカの成人の宗教をいろいろな角度から調べている。その中の「ヒトの起源について」という項目をとりあげてみよう。ヒトの誕生についてどのような立場をとるかは、創造論の影響を測るうえで最適の指標となるにちがいない。この項目の質問、選択肢、調査結果を以下に示す。

- ① 「神がこの一万年のある時点での姿によく似たヒトを造った。」
- ② 「ヒトは何百万年もかけて未発達な生命形態から発達してきたが、神はその過程でいかなる役割をも果たしていない。」
- ③ 「ヒトは何百万年もかけて未発達な生命形態から発達してきたが、



質問 「次の三つのうち宗教とヒトの発達についてあなたの見解にもっとも近いものを選んでください。」

神は人間の創造をはじめその過程を導いてきた。」

一九九三年六月の結果はグラフのとおりである。①「創造論」の立場を選ぶグループはおもに福音派、老人、女性、南部の人、小都市や農村の人、低学歴の人たちからなる。その割合は一九八二年の同調査の四四%から緩やかに上昇し、この時点でも四七%の高率をたもち続けている。これに対し、②「進化論」の立場を選ぶグループはおもに高学歴の人たちからなり、その割合は一九八二年の九%、一九九三年の一ー%と低迷し、全体のわずか一〇%を占めるにすぎない。

③「折衷論」を選ぶグループは多様である。社会階層としては中産階級の人たちもいれば、高収入、高学歴の人たちもいる。また、神の創造をより強調する人もいれば、進化を強調する人もいる。そのため③を選んだ人々についての解釈は単純ではない。①と③をあわせて、およそ一億六千万人のアメリカ国民の八割以上が多かれ少なかれ「神による創造」を信じているということもできるし、逆に②と③をあわせて、進化を認める人たちが国民の半数にのぼるともいえる。

確かにルイジアナ州の「授業時間均等化」法に違憲判決を下すことで、最高裁は合衆国憲法が公立学校での創造論教育を認めないと明確にした。しかし統計を見るかぎり、創造論を信じる人たちの数は最高裁判決の影響をいささかも受けていない。①という純粹に「創造論」の立場を選ぶ人は依然として半分近く存在している。この数字からは創造論教育の熱意が下火になつたとはとうてい考えられない。もちろん国民の半分が創造論運動に参加しているわけではないが、この数字が心情的にも経済的にも九〇年代の運動を支える基盤となつていることは確かである。

- Eve, Raymond A & Francis B Harrold, *The Creationist Movement in Modern America*, Boston: Twayne Publishers, 1991.
- Holton, Gerald *Science and Anti-science*, Cambridge: Harvard University Press, 1993.
- Hughes, Liz Rank, ed, *Reviews of Creationist Books*, second edition (First edition edited by Stan Weinberg with the assistance of Paul Joslin), Berkeley: The National Center for Science Education, Inc, 1992.
- Johnson, Phillip E, *Darwin on Trial*, second edition, Downers Grove: Inter Varsity Press, 1993.
- Larson, Edward J, *Trial and Error: The American Controversy over Creation and Evolution*, Oxford: Oxford University Press, 1985.
- Summer for the Gods: The Scopes Trial and America's Continuing Debate over Science and Religion*, New York: Basic Books, 1997.
- Menton, David N., PhD, "Inherit the Wind: A Historical Analysis," a research paper of Missouri Association for Creation (405 N. Sappington Rd. Glendale, MO 63122), 1994.
- Morris, Henry M, *The Long War against God: The History and Impact of the Creation\Evolution Conflict*, second edition, Grand Rapids: Baker Book House, 1990.
- History of Modern Creationism*, San Diego: Master Book Publishers, 1984.
- Numbers, Ronald L, *The Creationists: The Evolution of Scientific Creationism*, New York: Knopf, 1992.
- Toumey, Christopher P, *God's Own Scientists: Creationists in a Secular World*, New Brunswick: Rutgers University Press, 1994.
- Webb, George E, *The Evolution Controversy in America*, Lexington: the University of Kentucky Press, 1994.
- Wilson, David B, ed, *Did the Devil Make Darwin Do It? Modern Perspectives on the Creation-Evolution Controversy*, Ames: Iowa State University Press, 1983.

翻訳 編 「靈類の祖先は猿か、進化論」 東京大学出版会『書評』、第111号、1991年9月、pp. 1～5。

「州立サンフランシスコ大学ケニヨン事件……宗教教育と学問の自由」、

札幌大学紀要『札幌大学総合論叢』、第四号、一九九七年一〇月、pp.二三一～五八。

「創造か進化か——アメリカの小さな町の教育論争、ヴィスター一九九二年～一九四年」、

札幌大学文化学部紀要『比較文化論叢』、第一号、一九九八年三月、pp.一一七～七四。

「ビル・ホーニング——アメリカ創造vs進化論争における第二のスコープス?」、

札幌大学紀要『札幌大学総合論叢』、第五号、一九九八年三月、pp.一～一八。

「創造論大学院プログラム州認可取り消し事件——カリフォルニア州教育局vs創造研究所、一九八八～一九九一年」、

札幌大学経済学会紀要『経済と経営』、第二一八卷四号、一九九八年六月、頁未定（印刷中）。